

# 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に係る基本的な計画の策定について

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部  
企画課 自立支援振興室

# 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）概要

## 目的（1条）

視覚障害者等（＝視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者）の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進  
障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与

## 基本理念（3条）

- ・アクセシブルな電子書籍等（デイジー図書・音声読上げ対応の電子書籍・オーディオブック等）が視覚障害者等の利便性の向上に著しく資することに鑑み、その普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、アクセシブルな書籍（点字図書・拡大図書等）が提供されること
- ・アクセシブルな書籍・電子書籍等の量的拡充・質の向上が図られること
- ・視覚障害者等の障害の種類・程度に応じた配慮がなされること

## 国・地方公共団体の責務（4条・5条）

- ・国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定・実施
- ・地方公共団体は、国との連携を図りつつ、地域の実情を踏まえ、施策を策定・実施

## 基本的施策（9条～17条）

### ①視覚障害者等の図書館利用に係る体制整備等（9条）

- ・アクセシブルな書籍・電子書籍等の充実
- ・円滑な利用のための支援の充実
- ・点字図書館における取組の促進 など

### ②インターネットを利用したサービス提供体制の強化（10条）

- ・アクセシブルな書籍・電子書籍等の利用のための全国的ネットワーク（サピエ図書館を想定）の運営への支援
- ・関係者間の連携強化 など

### ③特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援（11条）

- ・製作基準の作成等の質の向上のための取組への支援  
※特定書籍・特定電子書籍等：著作権法37条により製作されるアクセシブルな書籍・電子書籍等
- ・出版者から製作者に対するテキストデータ等の提供促進のための環境整備への支援 など

### ④アクセシブルな電子書籍等の販売等の促進等（12条）

- ・技術の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進
- ・著作権者と出版者との契約に関する情報提供
- ・出版者から書籍購入者に対するテキストデータ等の提供促進のための環境整備に関する検討への支援 など

### ⑤外国からのアクセシブルな電子書籍等の入手のための環境整備（13条）

- ・相談体制の整備 など

### ⑥端末機器等・これに関する情報の入手支援（14条）

### ⑦情報通信技術の習得支援（15条）

- ・講習会・巡回指導の実施の推進 など

### ⑧アクセシブルな電子書籍等・端末機器等に係る先端技術等の研究開発の推進等（16条）

### ⑨製作人材・図書館サービス人材の育成等（17条）

文部科学大臣・厚生労働大臣が定める基本計画で具体化（7条）、地方公共団体は計画策定の努力義務（8条）

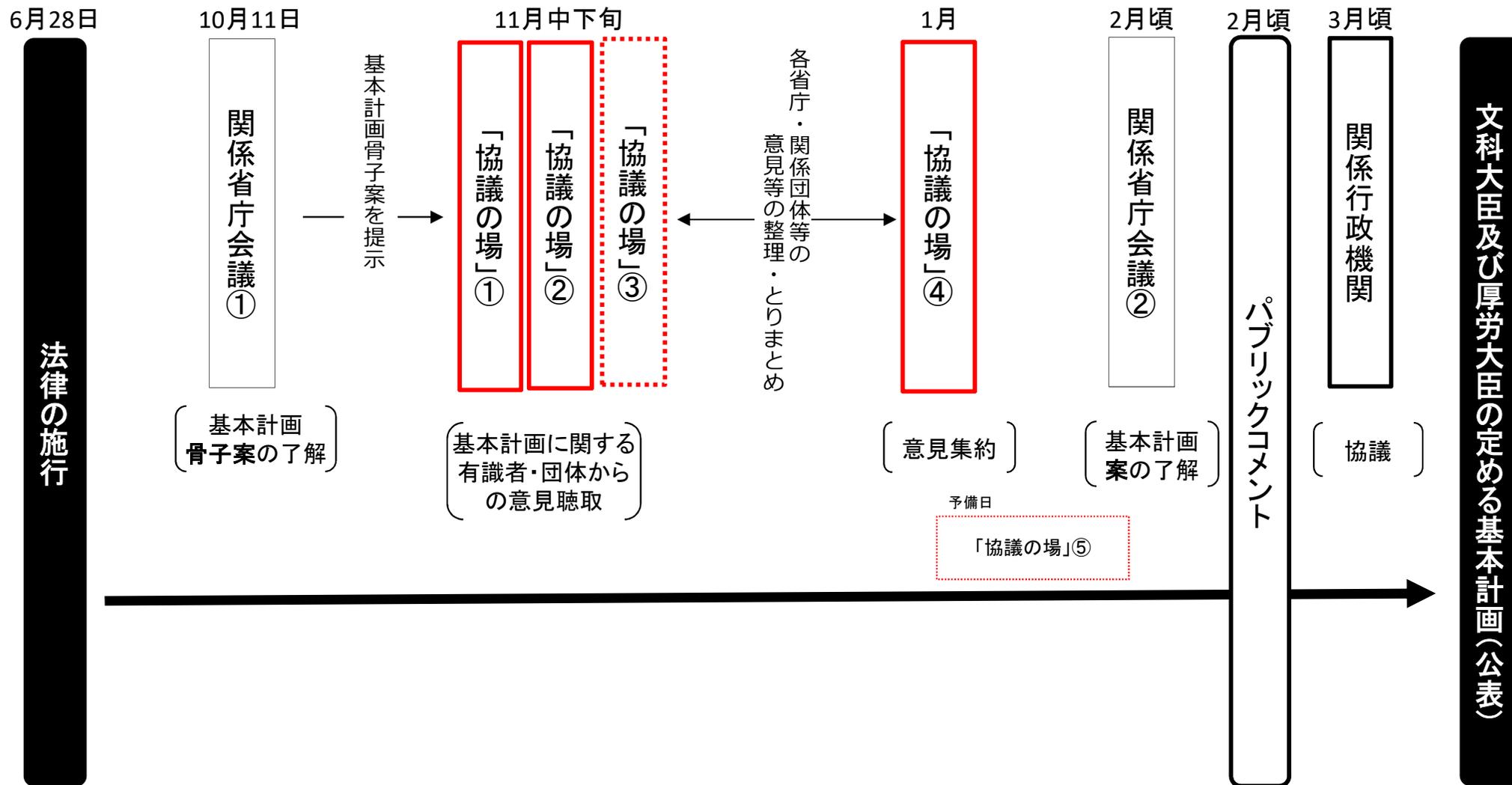
政府に対し、施策の実施に必要な財政上の措置等を義務付け（6条）

## 協議の場等（18条）

文部科学省、厚生労働省、経済産業省、総務省等の関係行政機関の職員、国会図書館、公立図書館、大学等の図書館、学校図書館、点字図書館、上記②のネットワークの運営者、特定書籍・特定電子書籍等の製作者、出版者、視覚障害者等その他の関係者による協議の場を設ける等

公布・施行日：令和元年6月28日

# 読書バリアフリー法 基本計画策定に向けた検討のスケジュール（案）



# 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に係る関係者協議会 設置要綱

## 1. 趣旨

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るに当たり、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」第18条の規定に基づき、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する関係者の協議を行うため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に係る協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

## 2. 構成員

- (1) 構成員は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律第18条の規定に基づき、別紙のとおりとする。
- (2) 協議会に座長及び座長代理を置く。
- (3) 座長は、構成員の互選により選出し、座長代理は、構成員の中から座長が指名する。
- (4) 座長は、必要に応じ意見を聴取するため、参考人を招へいすることができる。

## 3. 構成員の任期

構成員の任期は、任命の日から2年間とする。

## 4. 事務局等

- (1) 協議会は、文部科学省総合教育政策局社会教育振興総括官及び厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長が、構成員の参集を求めて開催する。
- (2) 協議会の庶務は、文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課及び厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室において行う。
- (3) 協議会は、原則として公開とする。

## 5. 備考

上記の規定するもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会において定める。

# 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に係る関係者協議会の構成員

安形 輝(あがたてる)	亜細亜大学国際関係学部国際関係学科教授
阿部 一彦(あべかずひこ)	日本身体障害者団体連合会会長
市川 宏伸(いちかわひろのぶ)	日本発達障害ネットワーク理事長
上田 渉(うえだわたる)	日本オーディオブック協議会常任理事
植村 八潮(うえむらやしお)	日本出版学会及び情報メディア学会会長、専修大学教授
宇野 和博(うのかずひろ)	弱視者問題研究会教育担当役員、筑波大学附属視覚特別支援学校教諭
河村 宏(かわむらひろし)	日本DAISY コンソーシアム運営委員長
小池 信彦(こいけのぶひこ)	調布市立図書館館長
小林 司(こばやしつかさ)	長野県教育委員会事務局 文化財・生涯学習課長
近藤 武夫(こんどうたけお)	東京大学先端科学技術研究センター准教授
鈴木 直人(すずきなおと)	電子出版制作・流通協議会事務局長
高橋 正名(たかはしまさな)	日本図書館協会常務理事
竹下 亘(たけしたわたる)	全国視覚障害者情報提供施設協会理事長
藤堂 栄子(とうどうえいこ)	認定NPO 法人エッジ会長
長尾 正志(ながおまさし)	堺市 健康福祉局障害福祉部 障害施策推進課長
中野 泰志(なかのやすし)	慶応大学経済学部教授
野村 勝之(のむらかつゆき)	日本点字図書館総務部長
樋口 清一(ひぐちせいいち)	日本書籍出版協会事務局長
三宅 隆(みやけたかし)	日本視覚障害者団体連合情報部長
見形 信子(みかたのぶこ)	DPI日本会議
吉澤 新一(よしざわしんいち)	日本電子書籍出版社協会専務理事

(関係省庁)  
文部科学省  
文化庁  
厚生労働省  
総務省  
経済産業省  
国立国会図書館